

6月

父母と学ぶ会だより

N011～研修報告号～H25年6月発行

支援者の技術向上のため、ゆいまあるの施設内研修として今年度は事例研究とサポートブック作りを中心にすすめていきます。

事例研究について

福祉の現場では、事例研究というものがあります。

事例とは、対象となる個人の過去から現在までの状況や今まで体験してきた出来事を様々な角度（課題、原因、環境、職員の対応など）からとらえたものをいいます。

事例をまとめることには、次の6つの意味があります。

- 1、個人の状況を客観的に把握し理解すること。
- 2、問題解決に繋げること。
- 3、支援が効果的であるか判断すること。
- 4、QOL（生活の質）の向上に役立つこと。
- 5、同じような立場にある人への対応に役立つこと。
- 6、教育や福祉に繋げること。

一つの経験を事例にまとめることで様々な意見が得られます。それらが集まり、多くの知的障害のある人に対応できるようになることが期待されます。

ゆいまあるでも各グループ順番に事例をまとめて発表していくことになりました。

今回の発表者は石川です。

対象者はAさんとします。

事例はテーマ、原因、職員の対応、本人の変化にそってまとめています。

テーマは、Aさんのゆいまあるでの活動への参加についてです。

散歩に行くことに拒否があったAさんの過去の出来事を振り返り、散歩に行くことが出来るようになるまでの職員の対応と変化を、その当時の記録からまとめました。

散歩に行けない原因を、日課の流れが本人に伝わりにくく、外に行く気持ちを無くしてしまったのではないかと考えました。

職員の対応は、①日課を変更すること。②支援者と一緒に日課を写真で確認すること。③散歩の合図に音楽を流すこと。の3つのことを行い、本人の変化をみました。

本人の変化は、日課の変更と、音楽の合図がきっかけとなり、散歩に行くことが出来るようになりました。現在では、拒否もほとんどなく毎日の散歩に行くことができています。

事例をまとめることで、私自身の過去の支援の反省点が見つかりました。

今回は日課の変更で課題が解決しましたが、それまでに長い時間がかかりました。日課が決まっているからと、その日課にそって日々を過ごすことだけを考えるのではなく、個々の状況に合わせて、参加しやすいよう変更することも大切なことだとわかりました。

また、本人の様子の変化や支援者の対応(具体的な言葉や方法)が記録として残している部分が少なく、読み返してみて過去の出来事がわかりにくいと感じました。

ゆいまあるはグループが分かれているため、他のグループの様子など伝わりにくいこともありますが、事例としてまとめて発表することは、利用者さんのことを理解する良い機会だと思いました。
(文責 石川 裕美)

皆さんはサポートブックを知っていますか？

皆さんは「サポートブック」という物を知っていますか？関わる時に必要な情報をわかりやすく、具体的にまとめたものです。

例えば、Aさんに初めて会うヘルパーさんに渡すサポートブックを作る場合です。

①持ち運びが出来るようハガキサイズのものを作ります(用途に応じて使いやすい大きさにします。)

②名前、住所、緊急連絡先、医療機関などの基本情報とAさんに関わる人に知っておいてもらいたい情報を記入します。

例1、持病とその対応です。

てんかん発作がありますが10秒程度でおさまります。発作の後、歩き回る事がありますが、もうろうとしているので椅子に座らせてください。

例2、Aさんが苦手とすることとその対応です。

子どもの声が苦手です。耳を押さえていたらヘッドフォンで好きな音楽を聞かせてください。

情報を知ることで、安心して過ごせる、困ることが少なくなる…そのような思いからサポートブックが出来上がると思います。

もっと詳しく知りたい方は支援者まで声をかけてください。(文責 石川裕美)

ご注意ください！！

お知らせ

H25年6月11日にゆいまあるにも連絡が来ました

あまぎ学園及びワークスうしぶせの利用者が金銭要求された事案

あまぎ学園とワークスうしぶせの利用者が、昨年8月から今年5月までに町中(三島駅から清水駅の間)で男性とぶつかり、所持していた携帯電話が壊れた為に弁償を求め、数万円支払ったケースが4回発生しました。各々の家庭からの話しを総合すると、わざとぶつかり、壊れた携帯を見せて、金銭を要求した可能性がありますので、注意喚起するよう情報提供します。

本県警本部の生活安全課に報告しました。

明日、養護学校等に連絡する予定です。

よろしくお願いします。

あまぎ学園 施設長 石井昌明

金銭を要求されたときは

- (1)すぐにお金を支払わない
- (2)相手方を確認する
- (3)自分だけでは判断せず、身近な人に相談する
- (4)最寄の警察署又は交番へ相談する

同じような事案に心当たりのある方は、発生場所を所管する警察署(生活安全課)へ相談してください。